

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

国は、安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する交付金を創設し、都道府県における各種基金の造成とその基金を通じて市町村が実施する事業の推進に対して支援を行っています。

しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了するため、国民生活の安心と向上を図る観点から、継続を求める声が多くの関係者から上がっています。

よって、国におかれては、下記の事項について実施するよう強く要請します。

記

- 1 予防接種法上の定期接種に位置づける法改正が実現するまで、市町村における子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金を継続すること。
- 2 子ども・子育て新システムでの具体的な内容が明らかになっていないため、保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心こども基金及び妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図る妊婦健康診査支援基金の事業を当面継続すること。
- 3 介護職員の処遇改善に対する来年度以降の予算措置について方向性が定まっていないため、介護職員の賃金引き上げなどの処遇改善を行うための介護職員処遇改善等臨時特例基金を継続するとともに基金の積み増しを行い、着実に賃金引き上げなどに充てられるよう措置すること。
- 4 平成18年度から20年度までの特別対策であった障害者自立支援対策臨時特例基金は、既存事業の拡大や新たな事業を盛り込み今年度まで延長されているが、来年度以降も新体制移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であることから基金を継続し、柔軟な支援をすること。
- 5 地域における自殺対策の強化を図るための取り組みを切れ目なく支援するため、地域自殺対策緊急強化基金を継続するとともに基金の積み増しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月19日

上田市議会議長 南 波 清 吾